

刈谷市における土壌・地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

県は、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンによる地下水汚染の範囲を確認するため、地下水基準超過が確認された発端井戸及び周辺に存在する井戸2本の地下水質を調査しました。

その結果、発端井戸で1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンの地下水基準を超過しましたが、周辺井戸では環境基準に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

周辺井戸の地下水の水質調査結果

	調査地点	調査結果(mg/L)				用途
		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	
1	刈谷市宝町 (発端井戸)	0.0007	0.01	0.83	0.47	その他
2	刈谷市豊田町 (周辺井戸)	0.0003	<0.01	<0.004	<0.001	工業用
3	刈谷市宝町 (周辺井戸)	<0.0002	<0.01	<0.004	<0.001	雑用水
	地下水基準※	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	0.01 以下	—

※発端井戸は地下水基準で、周辺井戸は環境基準で判断しています。(クロロエチレンを始め4物質については、地下水基準と環境基準が同一となっています。)

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は、関係行政機関と連携して周辺の井戸所有者へ汚染の状況等の情報提供を実施しました。

3 今後の対応

事業者は、汚染土壌の原位置浄化を実施中です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・1,2-ジクロロエチレン

高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有します。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入すると一過性麻酔状態に陥ります。また、慢性的な毒性として、中枢神経障害、肝機能障害を起こします。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

・トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）*に分類しています。

* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)